

小樽市

Vol.8

R4.12.21

介護給付 適正化情報

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、御参考になさってください。

◎送迎・訪問など、車の運転に注意！時間と心に余裕を！



利用者の送迎や利用者宅への訪問など、日常的に運転する機会が多いと思いますが、残念ながら、介護事業者による交通事故の報道や、介護事業者の車の運転に関する苦情、サービス利用開始時間に間に合わなかったなどの事案が見受けられます。

冬季は、積雪のため道が狭く、路面が滑りやすくなるほか、視界不良な日もあります。「時間内に送迎しなければ・・・」と焦って運転することがないように運転担当者は、横断歩行者にも十分注意し、常に危険を予測する運転をしましょう。

事業所においては、徹底した安全運転に取り組まれていることと思います。が、運転者が時間と心に余裕が持てる送迎計画の作成や、運転手とは別に送迎中の介助員を同乗させるなど、運転に集中できるような体制面の取組、また、安全運転に関する研修会等へ積極的に参加させるなど、事故防止に繋がる取組を行ってください。



◎生活支援有償ボランティアサービス試行



小樽市は、介護保険サービスで賄うことができない暮らしのちょっとした困りごと（手紙の代筆や庭の草むしり、電球・電池の交換、包丁研ぎ等。除雪や送迎支援を除く）を有償ボランティアが対応するサービスを試行します（令和4年12月～令和5年2月末まで）。

利用対象：市内在住のおおむね65歳以上の方

年会費：令和4年度は無料（事前に会員登録が必要）

利用料：15分間300円、30分間500円

申込み：希望日のおおむね7日前まで（土・日曜日、祝日除く）の 午前9時～午後4時に
電話で「はびりす」（小樽市第1層生活支援コーディネーター）へ

※生活支援コーディネーターとは、高齢者が安心して暮らしていける仕組みづくりのお手伝いをする者のことで、小樽市から医療法人社団一視同仁会 はびりすへ委託しています。

※対応できるボランティアがいらない等で御希望に沿えない場合があります。

※有償ボランティアの協力会員（担い手）も募集中ですので、申込みは、はびりすへ御連絡ください。

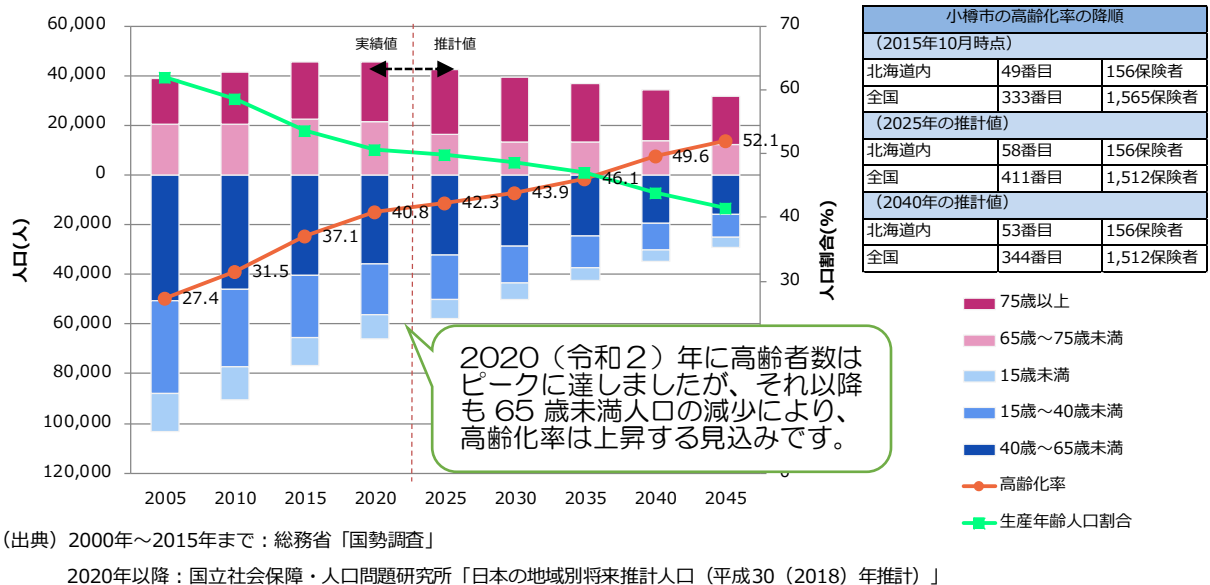
問合せ先：医療法人社団一視同仁会 はびりす 電話：24-6778 FAX：24-6776

介護保険の現状と特徴

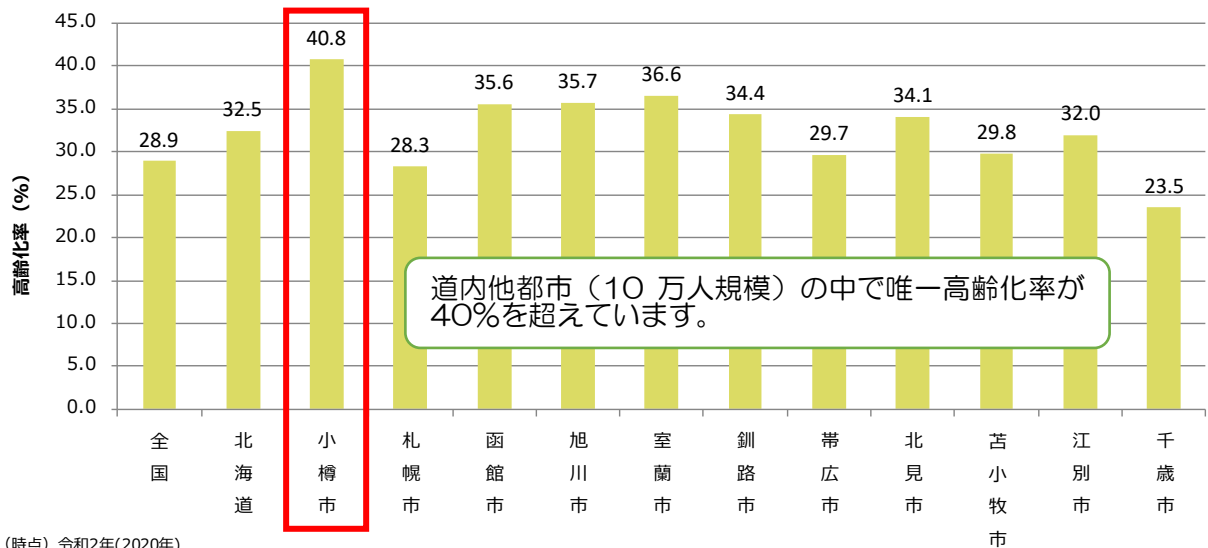
介護保険制度が始まってから20年以上が経過し、進展する高齢化に伴い、介護保険サービスの重要性はさらに増えています。小樽市の高齢者数は2020（令和2）年をピークに減少に転じていますが、今後も後期高齢者数の増加や若年層のさらなる減少が見込まれており、人口減少と少子高齢化が重要な課題となっています。

第8期計画期間（令和3～5年）の約半分の期間が経過した、現時点での人口の推移や介護認定率、介護サービス給付費などの状況及び特徴についてお知らせします。

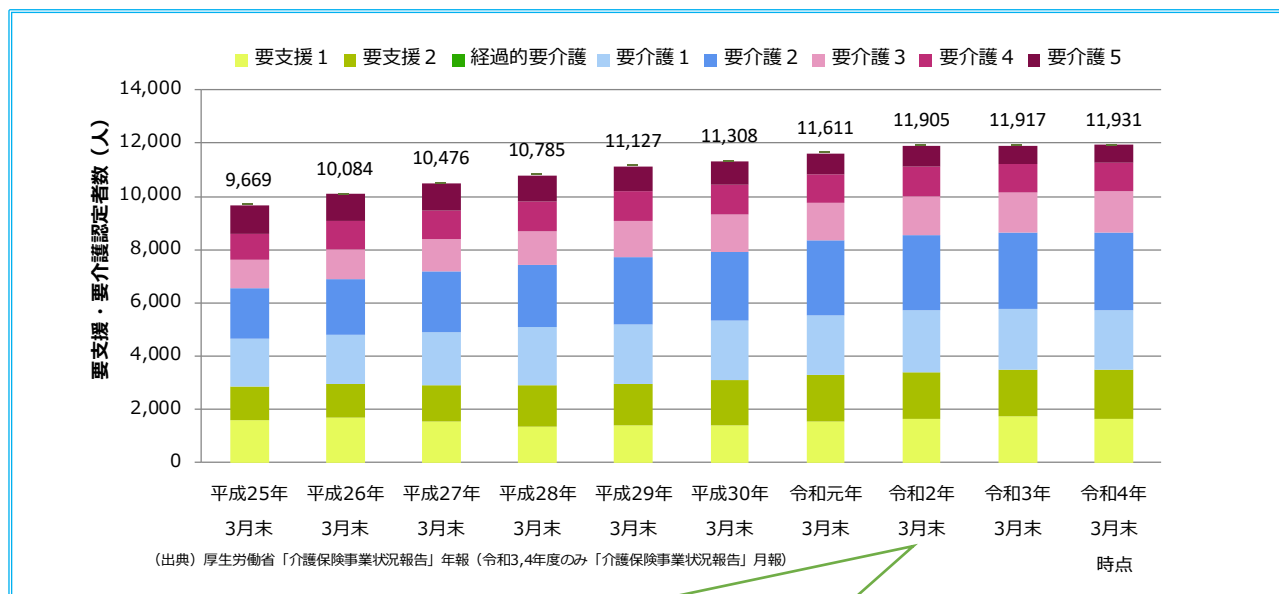
○小樽市の人口の推移



○道内他都市との比較

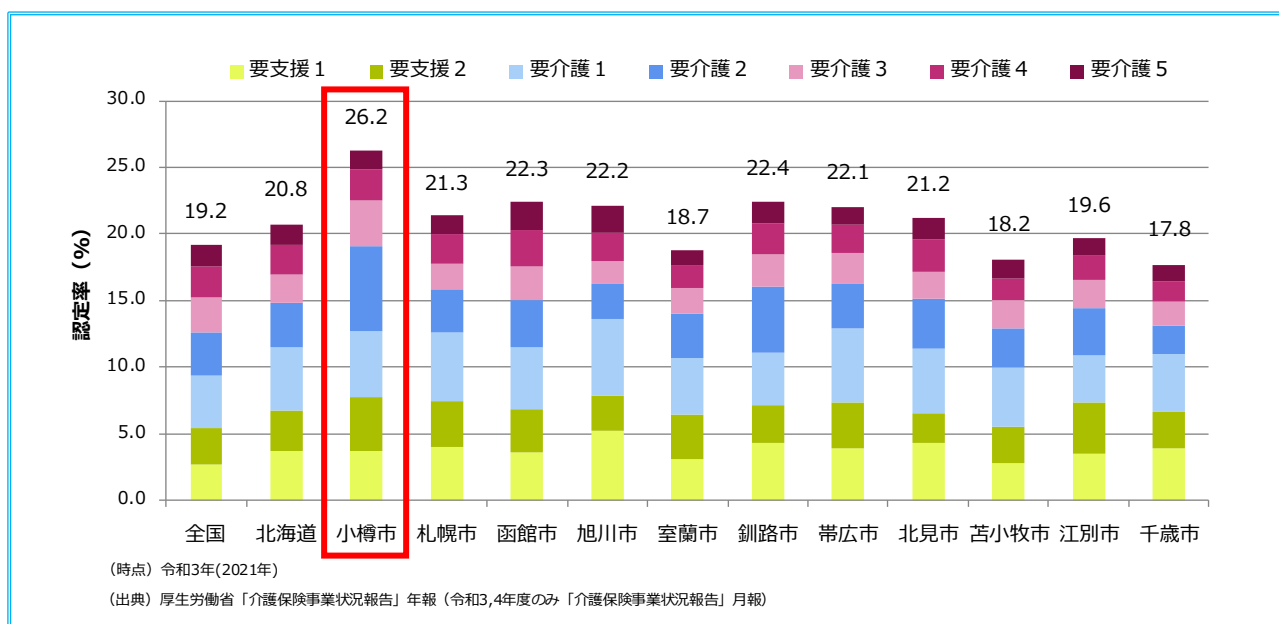


○認定者数（介護度別）の推移 ※第2号被保険者を含む。



2020（令和2）年以降、高齢者数は減少に転じましたが、認定者数は増加し続けています。

○認定率の道内他都市との比較（令和4年3月末） ※第2号被保険者数を含む。



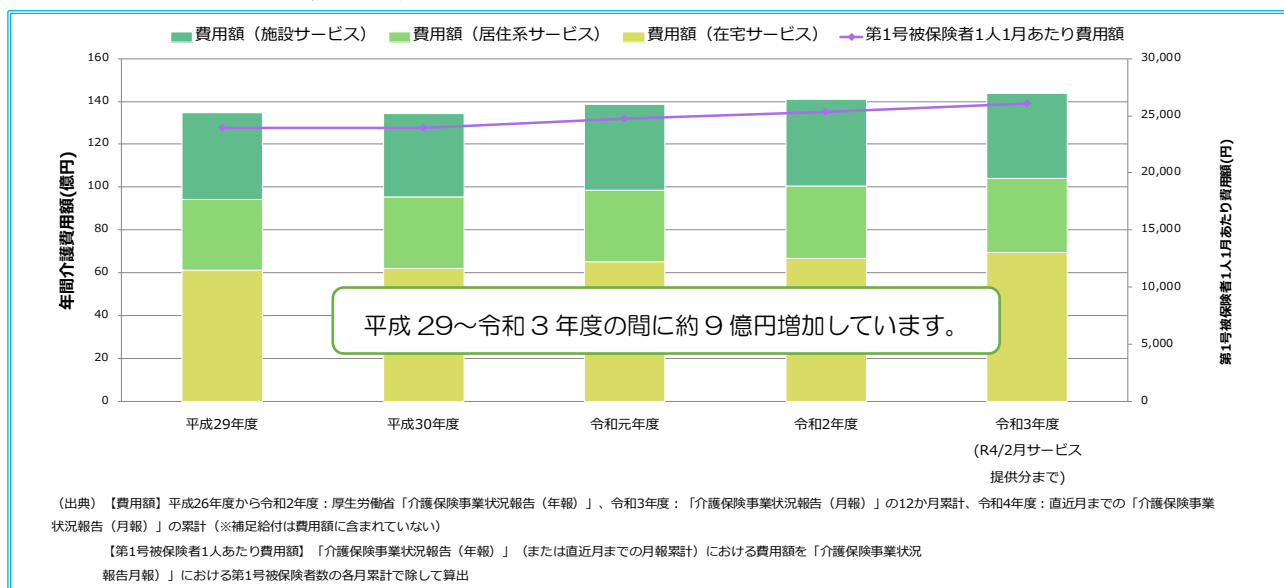
小樽市の認定率は、全国平均や道内平均と比較しても高水準にあります。
また、要介護2の割合が他都市と比べて多いことが特徴です。

【参考】

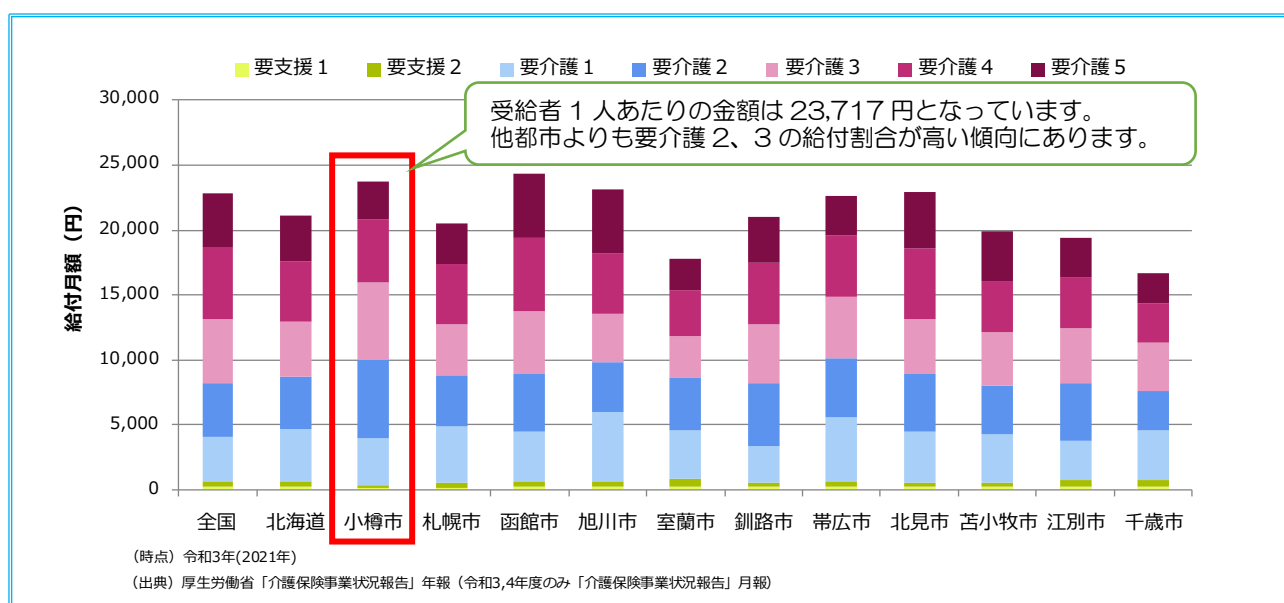
小樽市の要介護認定者のうち、サービスを利用している方の割合は約 64.2%です。
（全国平均は約 74.8%、道内平均が約 67.2%）

高齢化だけではなく、あらかじめ認定を受けている方が多いことも、認定率を押し上げている要因と考えられます。

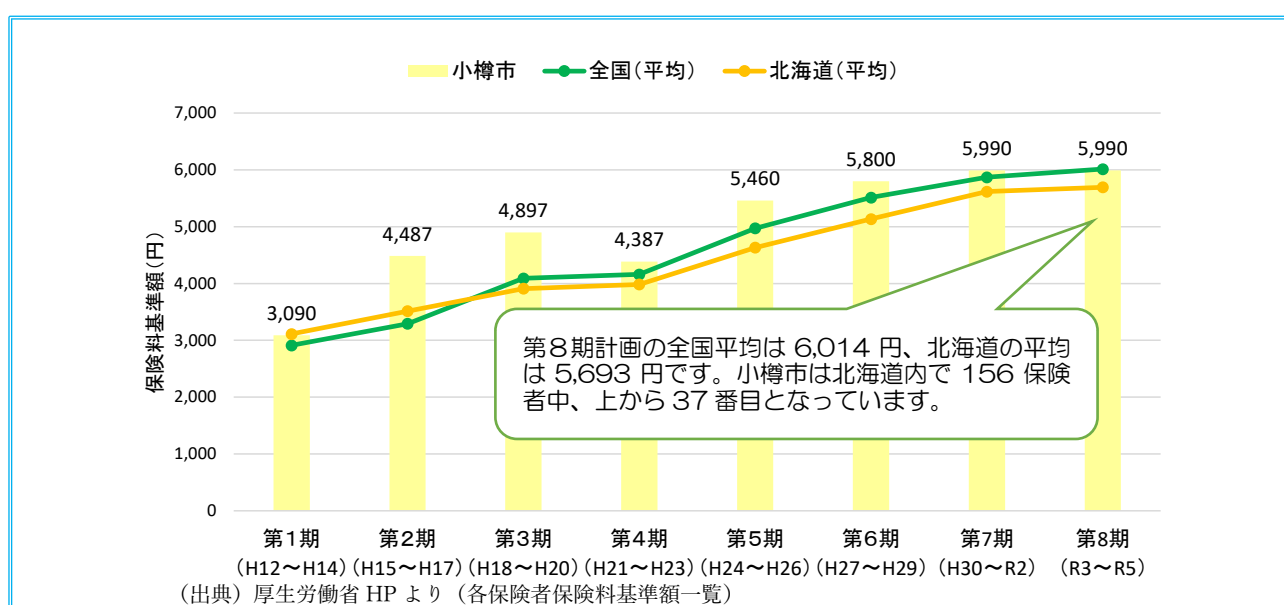
○小樽市の介護費用額の推移



○第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）の比較



○小樽市の介護保険料基準額（月額）の推移



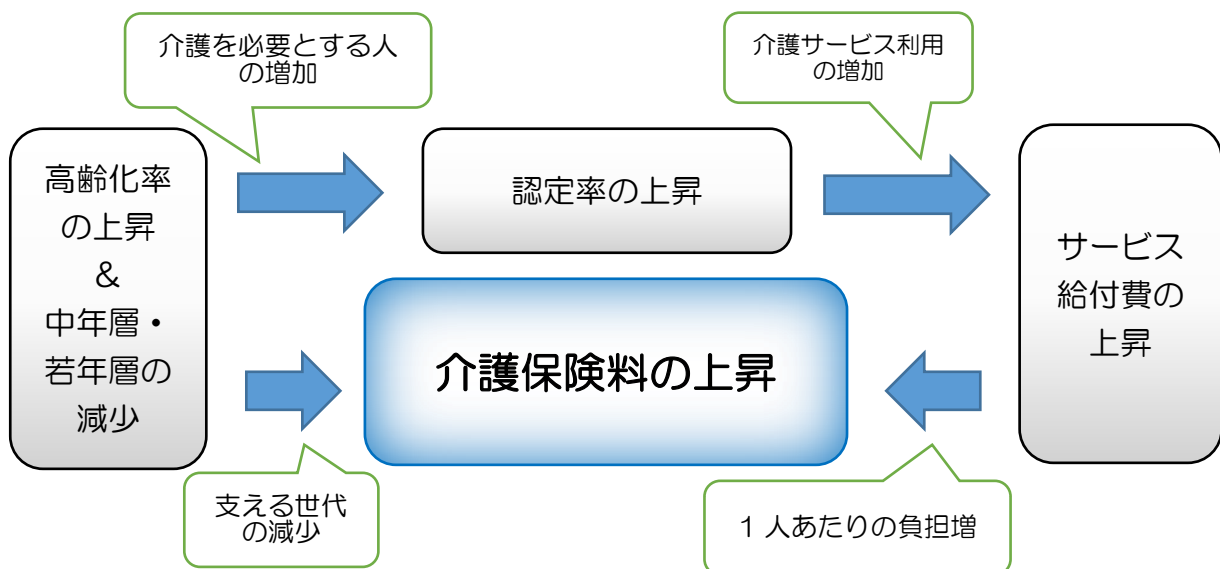
介護保険の現状まとめ

- ① 高齢化率
年々上がっており、令和2年では100人中約41人が65歳以上の高齢者です。少子高齢化の中、今後も上昇する見込みです。
- ② 認定率
令和2年以降も認定者数は増加しており、令和4年3月時点では65歳以上の高齢者100人中約26人が介護保険の要介護または要支援の認定を受けています。
- ③ 介護保険料
第1期～第7期までは上昇していましたが、第8期は据え置きとなっています。

介護保険の特徴まとめ

- ① 高齢化率
2020年以降、高齢者数は減少に転じていますが、中年層（35～64歳）、若年層（15～34歳）の減少が進展するため、高齢化率は上昇していく見込みです。
- ② 他都市との比較
高齢化率、介護の認定率ともに道内他都市（10万人規模）の中でも1番高い水準となっています。
介護費用も上昇を続けており、第1号被保険者一人あたりの給付月額是全国平均、道内平均を上回っています。他都市と比較しても2番目に高い水準となっています。

現状と特徴から考えられる今後の見込



介護保険の状況については、
厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムで確認できます。

URL：<https://mieruka.mhlw.go.jp>

シリーズ-06 要介護認定！

「寝返り」



◎業務分析データから見る介護認定調査の特徴について

「業務分析データ」とは、客観的なデータ（認定支援ネットワークデータ）から各自治体単位の認定調査（基本調査）や介護認定審査会の相対的な位置を明らかにし、各自治体の特徴を把握することを目的としています。

データの偏りは、その自治体の特徴を客観的に表しますが、直接的に各自治体の課題を示すものではありません。データはあくまで課題分析のための「きっかけ」であり、材料の一つですが、その特徴から課題発見のためのヒントを得ることができます。

◎当市の介護認定調査の特徴 **注目!**

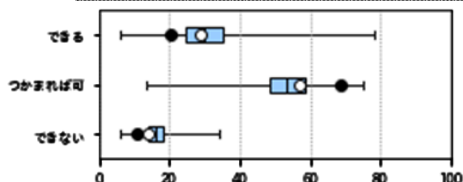
提供されている最新データ（R3.4.1～9.30 申請分）から当市の特徴として、全道や全国と比べて、寝返りの調査項目において「つかまれば可」を選択する率が比較的高いことがわかります。

これが正しい選択としての結果であれば特に問題ありませんが、他自治体とは偏りがあると認識していただき、「認定調査員テキスト（2009 改訂版）」の同調査項目の定義を再確認してみてくださいはいかがでしょうか？

（●が小樽市）

1-3_寝返り

選択肢	小樽市		北海道		全国	
できる	851	20.3%	22,461	28.8%	569,769	30.7%
つかまれば可	2,880	68.7%	44,518	57.1%	992,453	53.4%
できない	461	11.0%	10,989	14.1%	295,559	15.9%



500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
5.9%	24.4%	30.1%	35.0%	78.2%
13.7%	48.7%	53.0%	58.8%	75.1%
6.3%	14.2%	16.1%	18.4%	34.3%

◎認定調査員向けeラーニングについて◎

認定調査員向けeラーニングは、インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援ツールです。

同ツールで提供される「認定調査員向け講座」では、全国の調査員が同じ問題を解くことで自身の理解度を把握する「全国テスト」や動画を用いた「学習教材」また、基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」が収録されています。

調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識をより深めることができます。

受講に際しては登録の上、アカウント（ID、パスワード）が必要となりますが、今後、認定調査委託先事業所様宛に御案内をする予定ですので、これを機会に学習を開始してはいかがでしょうか？

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合に限り、有効期間を12ヶ月延長する取扱いをしているところですが、この度、厚生労働省よりこれに関する通知がありましたので、参考としてお知らせします。（下記、「介護保険最新情報 Vol.1106」を参照）

当市では今後の感染状況等を見ながら同通知に基づいて、その取扱い（合算期間見直し含む）について適宜検討の上、対応する予定です。



「介護保険最新情報 Vol.1106 令和4年10月14日」より抜粋

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）となっています。

一方で、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。また、臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常の手続きに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

（厚生労働省老健局老人保健課介護認定係）



① 冬到来！より一層の感染症対策を行いましょう！

この冬、新型コロナウイルスの5回目のワクチン接種を予定されている方もいらっしゃると思います。繰り返しになりますが、ワクチン接種はあくまでも接種した本人の発症（重症化）を予防するためであり、ワクチン接種後も感染防止対策を継続する必要があります。

これから本格的な冬を迎えるにあたり、気温の低下等により空気が乾燥しやすく湿度が低くなるため、ウイルスの活動が活発になります。また寒さのため十分な換気が行えないなど、北国ならではの課題もあります。**今シーズンは、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されています**ので、引き続き、適切な感染防止対策の取組みをお願いします。

加えて、この時期はノロウイルスによる感染性胃腸炎などの感染症も流行しやすくなります。昨季は流行していませんでしたが、今季は感染が増加するのではないかという見方もあり、注意が必要です。

なお、ノロウイルスの流行期（秋～春頃。寒い時期）においては、利用者様等に嘔吐・下痢などの症状があった場合は、**ノロウイルスによるものと想定し、次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒を行う**などの対応が重要となります。

新型コロナウイルスが発生してから約3年となり、少しずつですが知見が集まっています。事業所内で発生した場合の対応については、小樽市保健所のホームページに掲載されていますので、御活用ください（小樽市保健所からの指示がある場合は、指示に従ってください）。また、特に宿泊を伴うサービスにおいては、発生時に使用する感染予防物品（N95 マスク、ガウン等）の備蓄など、いざというときの備えをお願いします。

発生時は小樽市保健所への報告とともに、当課事業所指導グループにも御一報ください。



ポイント

ぜひ見てくださいね～👀

- 「施設・医療機関等の関係者が陽性になった場合の対応について」（小樽市保健所ホームページ）
<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022080400066/>
- 「新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について」（小樽市保健所ホームページ）
<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020093000167/>
- 動画「【新型コロナ】効果的な換気のポイント」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）
<https://www.youtube.com/watch?v=utlnrLrfxmc>
- 「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



② マスクの正しい装着法 ～見られています👀、ルーズな装着～

業務中、ついつい、このようなつけ方をしていませんか？

複数回お知らせしていますが、**利用者・御家族の方々は、想像以上に、ケアに当たる方のマスクの装着方法を見ています。**

不十分な装着方法をしている職員が一部分であったとしても、「事業所全体の感染症対策への姿勢が不十分である」と捉えられることがありますので、是非この機会に御自身や周りの方の装着方法をチェックしてみましょう。



厚生労働省
／国民の皆
さまへ：正
しいマスク
のつけ方



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

要介護認定申請等のオンライン申請開始について

要介護認定申請等の一部手続きについて、マイナンバーカードを利用した電子申請による受付を開始できるよう準備を進めています。（マイナポータルのぴったりサービスを利用）

開始時期や申請方法については、詳細が決まり次第御案内します。



●オンライン申請が可能となる手続きは、以下の予定です。

- ①要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）
- ②居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ③負担割合証の再発行
- ④被保険者証の再発行
- ⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑥介護保険負担限度額認定申請
- ⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑧居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ⑨住所移転後の要介護・要支援認定申請



●オンライン申請に必要なもの

- ・申請者のマイナンバーカード
※申請者が利用者本人の場合は本人のマイナンバーカード、
代理人が申請する場合は代理人のマイナンバーカードが必要です。
- ・パソコンとマイナンバーカード対応 IC カードリーダーライター
又はマイナポータルアプリ対応のスマートフォン



●ぴったりサービス（介護ワンストップサービス）の概要については、以下の URL 又は QR コードから関連ページを参照してください。



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kaigoonestopservice/>



お知らせ



地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所
各地域包括支援センター

令和4年度 集団指導

既にメールでお伝えしていますが、今年度の集団指導は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、オンライン（Zoom）での開催となります。

詳細は今後、メールで全事業所へお知らせします。

開催日時：令和5年1月25日（水）

- 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター 10:00～12:00
- 地域密着型サービス事業所 14:00～16:00

※サービス種別ごとに指導内容が異なりますので、上記時間帯で御参加ください。



なお、昨年・一昨年度と2年連続して集団指導に不参加の事業所は、今年度の御参加をお願いします。

介護給付費通知について

令和4年3月に初めて実施した介護給付費通知書の発送ですが、次回は令和5年の2月中旬から下旬の発送を予定しています。利用者様又は御家族様から、サービス内容や料金等について質問が寄せられる可能性がありますので、その際は適切にご対応いただきますとともに、適正な介護サービスの提供に御協力をお願いします。

- 介護給付費通知書（1年間に利用した介護サービスの給付状況について記載されたもの）

発 送 時 期：令和5年2月中旬から下旬を予定

実績集計期間：令和4年1月～12月サービス利用分

対 象 者：居宅サービス利用者（施設サービス利用者は除く）



〔発行〕小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp

